

# 公益財団法人しまね国際センター

## 災害時外国人サポーター 登録要綱

### 【目的】

第1条 この要綱は、島根県または近郊で大規模な災害が発生した場合、被災地等において外国人支援のためのコーディネート、通訳及び翻訳等のボランティア活動に従事するとともに、災害時外国人サポーター（以下「サポーター」という）の登録、活動内容などに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 【登録の要件】

第2条 サポーターとして登録するものは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 島根県及び近郊で大規模災害が発生した際に、被災地等でボランティアとして活動する意欲のある者
- (2) (公財)しまね国際センター（以下「センター」という）が行うサポーター養成研修の修了者であること
- (3) 島根県内及び近郊で開催される研修に参加できる者
- (4) 18歳以上で、県内および近郊に住居または通勤・通学先があること  
(ただし、20歳未満の場合は、保護者の同意があること)
- (5) 前各号に規定する者のほか理事長が特に必要と認めた者。

### 【登録】

第3条 サポーターとして登録しようとする者は、「災害時外国人サポーター登録申込書（以下「登録申込書」という）によりセンターに申し込むものとする。

2 前項の規定による登録の申込があった場合に、センターは登録申込書の記載事項が前条の登録要件を満たしているかを確認し、「公益財団法人しまね国際センター 災害時外国人サポーター」として登録し、登録台帳に記載し保管しなければならない。

### 【登録事項の変更等】

第4条 サポーターは前条の登録事項に変更があったとき、または登録を取り消そうとするときは、すみやかにその旨をセンターに届け出るものとする。

### 【サポーターの情報提供】

第5条 センターは、登録申込書に記載された事項について、災害が発生した場合には、外国人支援に関する業務に使用することができる。

#### 【サポーターへの協力要請】

第6条 センターは、大規模災害が発生した場合に、関係機関・団体からの要請又はセンターの判断に基づき、サポーターに対して協力要請を行う。

#### 【活動内容】

第7条 サポーターは、当該要請元の支援要望の範囲内で、コーディネート、通訳、翻訳等のボランティア活動に従事するものとする。

#### 【報酬等】

第8条 サポーターは、その活動に対する報酬または活動資機材の損傷等をセンターまたは協力要請元に対して請求できない。

#### 【保険等】

第9条 サポーターがこの要綱に規定する協力要請に基づき、ボランティア活動に従事する場合は、センターにおいてボランティア活動保険に加入するものとする。その保険料はセンターが負担する。

2 ボランティア活動中の事故等についてセンターは一切責任を負わないものとする。

#### 【個人情報】

第10条 サポーターの登録に関する個人情報はセンター個人情報保護規定に基づき適正に取り扱うものとする。

2 サポーターは、ボランティア活動を通じて知り得た個人情報について、個人情報保護に関する法令・条例および規範を遵守し、責任をもって活動しなければならない。

#### 【その他】

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に際し必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

平成24年4月1日（一部変更）